

平成25年 臨時（第2回）大分市教育委員会会議録

1. 日 時 平成25年3月12日（火）

午前8時30分～午前9時25分

2. 場 所 大分市役所第2庁舎6階 教育委員室

3. 出席委員  
一番委員 角山 光邦  
二番委員 大久保 真理子  
三番委員 高橋 英子  
四番委員 足立 一馬  
五番委員 小林 達也

4. 出席事務局職員

教育部長	玉衛 隆見	教育部教育監	原 一美
教育部参事	菅 章	次長兼教育総務課長	房前 武男
次長兼教育企画課長	奈須 寿郎	次長兼教育指導課長	江藤 郁
次長兼学校施設課長	渡邊 末己	次長兼人権・同和教育課長	藤澤 淳一
次長兼生涯学習課長	藤澤 修	スポーツ・健康教育課長	秦 希明
青少年課	有馬 徹	文化財課長	福田 誠
美術振興課長	増田 真由美	教育総務課参事	齊藤 龍伸
スポーツ・健康教育参事	衛藤 久澄		

5. 書記

教育総務課主査 足立 秀雄 教育総務課主任 谷矢 啓良

6. 傍聴人 なし

7. 議 題

(1) 議案審議

(教議第12号) 県費負担教職員の人事異動の内申について

(教議第13号) 大分市立幼稚園規則の一部改正について

(2) 報告事項

① (仮称) 大分市教育センターの改修計画について

② 旧一尺屋中学校の有効活用について

③大分市学校給食西部共同調理場調理等業務委託事業者の選定について

④「大分市教育委員会危機管理マニュアル(案)」について

⑤敷戸で起きた集団暴行による傷害致死事件について

## 8. 会議の概要

委員長 ただいまより、平成25年臨時(第2回)大分市教育委員会を開会いたします。 (午前8時30分開会)

委員長 会議に先立ち署名委員を2番委員、4番委員にお願いします。  
それでは、議案審議に入ります。教議第12号「県費負担教職員の人事異動の内申について」を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

委員 委員長、教議第12号を審議するにあたり、発議があります。

委員長 許可します。

委員 教議第12号「県費負担教職員の人事異動の内申について」につきましては、人事に関する案件でありますので、審議を秘密会とすることを発議いたします。

委員長 ただいま、委員から教議第12号の審議を秘密会とするとの発議が出されましたが、秘密会とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

全委員 (挙手)

委員長 全委員賛成と認め、教議第12号の議案の審議は秘密会とします。(審議の結果、教議第12号「県費負担教職員の人事異動の内申について」は、原案のとおり決定する。)

委員長 それでは次に、教議第13号「大分市立幼稚園規則の一部改正について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

次長兼 教議第13号「大分市立幼稚園規則の一部改正について」ご説明  
教育企画課長 申し上げます。

本案につきましては、市立幼稚園の定員の見直しを行うとともに、入園許可の特例に係る規定の整備を行いたく、大分市立幼稚園規則

の一部を改正しようとするものであります。

改正の内容について、ご説明申し上げます。

まず、市立幼稚園の定員の見直しにつきましては、大分市立幼稚園規則の第2条の表の各幼稚園の定員を改正しようとするものでございます。

次に、入園許可の特例につきましては、同規則の附則に第5項を加え、大分市立高田幼稚園及び大分市立松岡幼稚園については、第2条の表に規定する当該幼稚園の定員に100分の10を乗じて得た人数の範囲内で、当該幼稚園の定員を超えて、翌年度就学の始期に達する幼児に対して、入園の許可を行うことができるようにするものでございます。

なお、今回の定員の見直しにつきましては、学識経験者、公立及び私立の幼稚園関係者等で構成しております「大分市幼児教育連絡協議会」においてご協議いただいたところであり、その中で、「公私連携・協調して、希望するすべての幼児に学校教育の機会の確保を図ることが重要であると考え」、「現在の施設の実態と大きく乖離した定員は見直すべきである」、「施設による定員を基準とする考え方は、わからないわけではないが、園児数の実態からみると、もっと定員削減されるべきと考える。」、「子ども・子育て支援新制度の平成27年度施行に向け、今後とも市立幼稚園の定員の見直しが必要になると考える」というご意見が出されたところでございます。

以上の改正案につきまして、本委員会でご決定いただき、ご決定のうちは、平成25年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上でございます。

委員長

ご質問はございませんか。

委員

ほとんど定員が減っているようですが、実人数はかなり少ないということでしょうか。

次長兼

現在は、現行の定員を合計いたしますと、平成25年4月1日で

教育企画課長 は4, 555名となっておりますが、3, 220名という形で定員を変更しようとするものでございます。なお、平成24年5月1日では1, 132名が在籍しておりますが、定員を減らしても十分な定員が確保できていると考えております。

この定員につきましては、昭和40年から50年の時代から、1小学校1幼稚園という制度のもとで、園児が増えていた時代に定員を増やした経過がございます。現在は、その当時に比べ保育室数を人数に合わせて減らしておりますので、定員と現在の人数に乖離が生じているところでございます。

委員長 もっと減らす必要があるんじゃないかという意見がありました。今後はどのような方向になるのでしょうか。

次長兼 平成27年4月1日から施行されます子ども・子育て新制度に向けて準備を進めているところでございます。この制度の基本となるものが、25年度大分市においても設立を予定しております大分市版の子ども・子育て会議の中で論議が進められていくものと考えております。この会議の中では、幼稚園教育に対するニーズ調査を行い、その結果に基づいて再度定員の見直しが必要になってくるものと考えております。

委員 定員は補助金に関係があるのでしょうか。

次長兼 幼稚園の在籍人数で交付税の算定がされておりますので、定員と教育企画課長 は直接関係がございません。

委員 定員を決める必要があるのでしょうか。

次長兼 定員を超えて申込みがあった場合に、お断りする手段がございませんので、保育室数に合わせた定員にすることで申込者への対応を図っていきたいと考えております。

委員長 他にご質問などありませんか。

全委員 (なしとの声)

委員長 それでは採決いたします。教議第13号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 (異議なしとの声)

委員長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

それでは次に、報告事項の説明を求めます。

次長兼 報告事項1点目「(仮称)大分市教育センターの改修計画について」  
教育指導課長 て」ご報告申し上げます。

現在泉町にあります社会福祉センターの中にあります社会福祉協議会が7月にホルトホール大分内に移転いたします。そのことを受けまして、教育委員会としましては、社会福祉センターを教育センターとして開設するということを平成23年度の議会で決定していただきました。その後、平成23年10月27日に、開設に向けての検討委員会の第1回目を開催し、これまで6回の検討委員会を実施しております。今年度は、改修に向けて設計委託をしているところでございまして、3月中には設計が完了する予定でございまして、改修工事を9月から行いまして、平成26年4月1日から開館を予定しております。

以上でございます。

委員長 ご質問などありませんか。

全委員 (なしとの声)

委員長 それでは、次の報告事項の説明を求めます。

次長兼 報告事項2点目「旧一尺屋中学校の有効活用について」ご報告申  
学校施設課長 申し上げます。

本件につきましては、昨年8月の教育委員会において、「老人保健施設を運営する事業者到校舎、体育館、そしてグラウンドを含む土地を適正価格で有償譲渡する。相手先については、公募の上、施設計画や事業者の適性等を審査し決定する。」との活用方針案を決定し、以後、具体的な手続きを行い、約3ヶ月の事業者公募を行う予定であることまでは報告しておりました。

その後の経過についてでございますが、老人保健施設を運営する事業者の有償譲渡するとの方針のもとに、長寿福祉課において、事

業者を昨年の10月11日から12月27日の間、公募しました。しかしながら、応募がありませんでした。応募がなかったことから、価格を再鑑定のうえ本年1月28日から2月8日の間、再公募しました。

この結果、1事業者、具体的には「社会医療法人関愛会」から応募があり、現在、施設計画や事業者の適性等を審査のうえ、今年度中に事業者を内定し、その後、仮契約を締結する予定にしております。

今後は、新年度の6月に開催予定の市議会第2回定例会において、売却による財産処分についてお諮りすることにしております。議決をいただいた後、本契約を締結し、引き渡し、事業者の改修工事という運びになると考えております。

以上でございます。

委員長                   ご質問などありませんか。

全委員                   (なしとの声)

委員長                   それでは、次の報告事項の説明を求めます。

スポーツ・健康教育課長   報告事項3点目「大分市学校給食西部共同調理場調理等業務委託事業者の選定について」ご報告申し上げます。

大分市学校給食西部共同調理場では、平成22年9月1日の稼働より調理等業務を民間事業者に委託しております。現在の民間事業者との契約履行期限は平成25年3月31日までとなっており、引き続き調理等業務を民間事業者に委託するにあたり、事業者の選定を公募型プロポーザル方式にて行いました。事業者の選定につきましては、学識経験者、市の職員の7名で組織されました選定委員会を開催し、応募のありました4事業者に対し、プレゼンテーション及びヒアリングと併せ提出書類審査を行った上で、選定基準に基づき厳正かつ公正に総合得点方式により評価したところ、安心・安全でおいしい・楽しい学校給食を実現するための目的意欲が十分期待でき、総合的に高い評価を受けました、東京都台東区東上野1丁目

14番4号、株式会社東洋食品、代表取締役、荻久保英男が最高得点を得たので、当事業者を優先交渉事業者に特定することにいたしました。

なお、この株式会社東洋食品は現在委託中の事業者であります。

以上でございます。

委員長                   ご質問などありませんか。

全委員                   (なしとの声)

委員長                   それでは、次の報告事項の説明を求めます。

スポーツ・健康教育課長   報告事項4点目「大分市教育委員会危機管理マニュアル(案)について」ご報告申し上げます。

本教育委員会では、これまで、各危機事象別の個別マニュアルを整備しているところでございますが、教育委員会に係る危機事象を包括した「対応基準」並びに「危機管理マニュアル」を整備する必要があることから、「大分市危機管理基本指針」に基づき、想定される危機に備え、組織体制を明確にするための「危機管理対応基準」を定めるとともに、個別の危機に対する具体的な対応策を包括的に示した「危機管理マニュアル」を作成しているところでございます。

「危機管理対応基準(案)」におきましては、7ページに趣旨・定義はもちろんのこと、危機発生時には、教育長を本部長とする「危機管理対策本部」を設置すること、また、8ページには、防止対策として、教育部長を委員長とする「危機管理対策検討委員会」を設けることを定めております。さらに、10ページには、危機担当課の一覧を添付しております。

「危機管理マニュアル(案)」は、「危機管理対応基準(案)」第1章の第3に基づき、未然防止対策、発生時の応急対策、事後の対策の3つに大別して作成しているものであります。各個別事象につきましては、全ての事象を取り上げることは困難でありますことから、類似の事象を参考にして対応を図っていくものと考えております。

なお、本「危機管理対応基準(案)」並びに「危機管理マニュアル

(案)」につきましては、現在、最終案を調整しているところでございますので、内容が確定次第、あらためて配布させていただきます。  
以上でございます。

委員長                   ご質問などありませんか。

全委員                   (なしとの声)

委員長                   それでは、次の報告事項の説明を求めます。

青少年課長              報告事項5点目「敷戸で起きた集団暴行による傷害致死事件について」ご報告申し上げます。

2月9日に、市内の中学生を含む14歳から19歳の青少年6人が、当初、殺人容疑で逮捕されました。

具体的には、少年たちの遊び仲間であった豊後大野市の19歳男性に対し、「付き合いが悪くなった、悪口を言われたこと」などの理由から、7日午後8時半から10時半頃まで、集団で蹴ったり、殴ったり、さらには金属バットを使うなどして執拗に暴行を加え、殺害したということであります。

この悲惨な事件に、本市の中学3年生男子生徒が関与していたという事実に大きな衝撃を受けたところであります。

当該生徒は、1年生の3学期頃から相談室登校となり、2年生の6月頃から不登校になりました。その後、年上の少年たちと知り合いになるなど、交友関係が広がっていきました。この状況は学校も把握しており、警察に相談に行ったり、保護者とも連絡を取り合うなど、学校復帰に向けて努力をしておりました。

本年度においては、学級担任が特に気にかけて、電話連絡はもとより、定期的に家庭訪問を行い、卒業後の進路等も含め、親身に相談にのるなど、本人とのつながりは持っておりました。また、家庭に本人がいない時には、母親の話の聞き役に回るなど、母親との信頼関係も築けておりましたが、担任や母親の思いが本人には届かず、こういう結果となってしまいました。

この事件を受けまして、生徒指導の充実について2月12日に通



知するとともに、2月15日の年度末校園長会におきまして、自他の生命を大切に作る心の育成、児童生徒の悩みを受けとめ、積極的な教育相談の実施、不登校等気になる児童生徒の生活実態の的確な把握と関係機関との連携等の内容について再度確認したところであります。

現在の状況についてであります。3月1日には、家庭裁判所の観護措置の決定により、全員が少年鑑別所に送致されております。容疑も、殺意を認定するには至らなかったことから、殺人容疑から傷害致死容疑に変更になりました。今後、少年鑑別所において、少年たちの資質や環境、人格等の鑑別を行い、その後、家庭裁判所の審判を受けるようになります。少年鑑別所では、最長で8週間の収容でありますので、今月から来月にかけてそれぞれの処遇が決まると思います。

以上でございます。

委員長                   ご質問などありませんか。

委員長                   他に質問がなければ私から質問させていただきます。未然に防ぐためにはどういう対処ができるのでしょうか。

青少年課長               児童相談書や警察等の関係機関との連携を強化しなければいけないと思います。大きな問題が起こる前に、小さな問題が出ているうちから、早めに連携をとるように学校には指導していきたいと思えます。

委員長                   その子は今どのように反省しているのでしょうか。

青少年課長               学校の方ではまだ面接ができておりませんが、近いうちに鑑別所に話に行くということを聞いております。

委員長                   他に質問はございませんか。

全委員                   (なしとの声)

委員長                   他に何かありませんか。

次長兼                   次回の教育委員会の日程の確認をお願いいたします。

教育総務課長             3月定例の教育委員会は、3月28日(木)午後3時～でお願い

しておりましたが、午後1時～で変更をお願いいたします。

また、臨時の教育委員会を、3月26日(火)午後4時～でお願いいたします。

なお、この後、高橋委員長より学校訪問の報告がございますので、少しお時間をいただきたいと思います。

以上でございます。

委員長

他に何かありませんか。

全委員

(なしとの声)

委員長

これをもちまして、本日の会議を閉会いたします。

(午前 9 時 25 分 閉会)